

# 第2期 調布っ子すこやかプラン

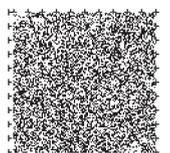
(令和2年度～令和6年度)

概要版



令和2年3月

調布市



# 1. 計画の概要

## 計画策定の背景及び趣旨

市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。本計画はこの「調布市子ども条例」を理念として、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」、「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」及び「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子ども・若者計画」を包含するとともに、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を展開します。

あわせて、本計画の上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら、市が策定した様々な計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

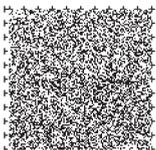
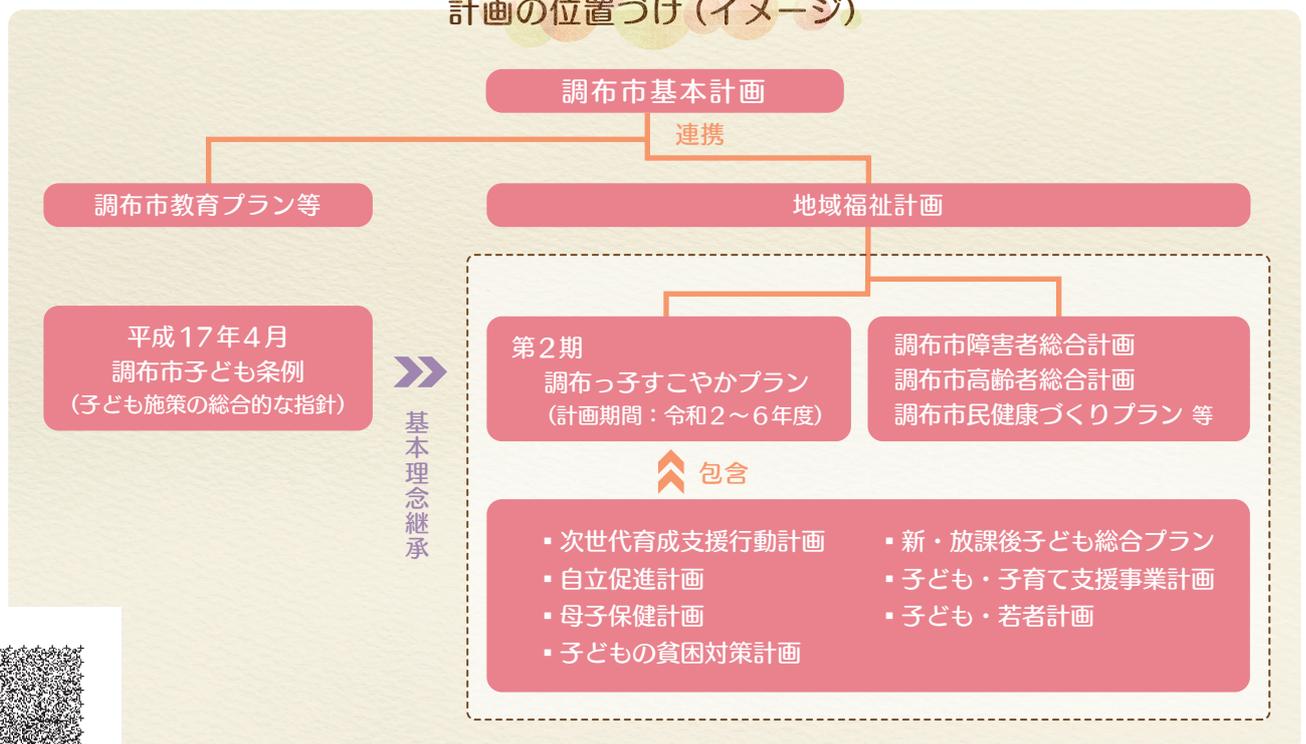
## 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間(令和2年度～令和6年度)を計画期間とします。

## 計画の対象

本計画の対象は、概ね18歳未満のすべての子どもと子どもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が設定されているものがあります。

### 計画の位置づけ(イメージ)



# 施策の体系

## 基本理念

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す

## 基本的方向

一人ひとりの子どもを尊重する視点

地域全体で子どもを育み、子育てを支援する視点

子育て家庭の支援を充実する視点

次代を担う子ども・若者等の健全育成の視点

## 基本目標

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

3 多様な保育ニーズへの対応強化

## 取組内容

### 次世代育成支援行動計画に基づく取組

- (1) 子どもの居場所づくり・体験活動の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 子どもの学びの支援
- (4) 多様な文化を持った子どもや家庭への支援
- (5) 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援
- (6) 子どもの安心・安全の確保
- (7) 児童虐待防止対策の充実

### 子どもの貧困対策計画に基づく取組

- (1) 教育支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (4) 経済的支援

### 子ども・子育て支援事業計画に基づく取組

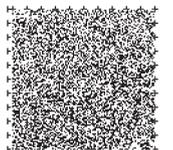
- (1) 保育所等待機児童対策
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

### 母子保健計画に基づく取組

- (1) 母と子どもの疾病予防・健康支援
- (2) 妊娠・出産期からの包括的な支援
- (3) 相談支援の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 地域子ども・子育て支援事業

### 子ども・若者計画に基づく取組

- (1) すべての子ども・若者の健やかな育成
- (2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
- (3) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備
- (4) 子ども・若者の成長を支える担い手の育成
- (5) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援



## 2. 調布市の現状

### 統計等からみた調布市

#### 1 子どもの人口

子ども(18歳未満)の人口の推移をみると、全体としては増加傾向で推移しています。内訳でみると、0～5歳、6～11歳及び15～17歳の層が概ね増加傾向で推移しており、子育て世代の転入による社会増の影響がうかがえる一方、12～14歳の層は増加と減少を繰り返して推移しています。

子ども人口の推移

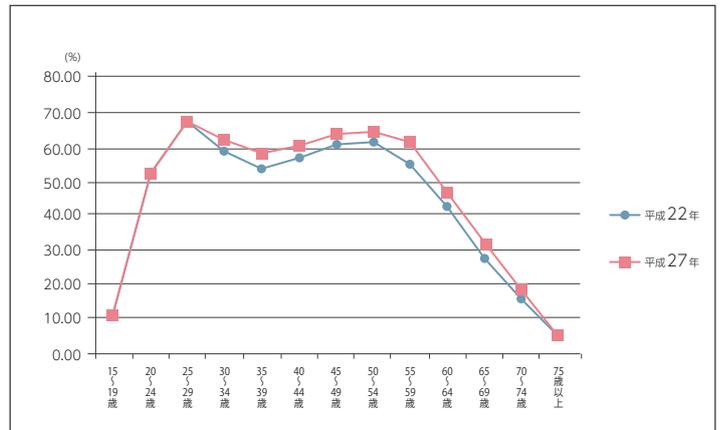


資料：住民基本台帳人口(各年度10月1日)

#### 2 女性の就業状況

女性の就業率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。

女性の就業率の推移

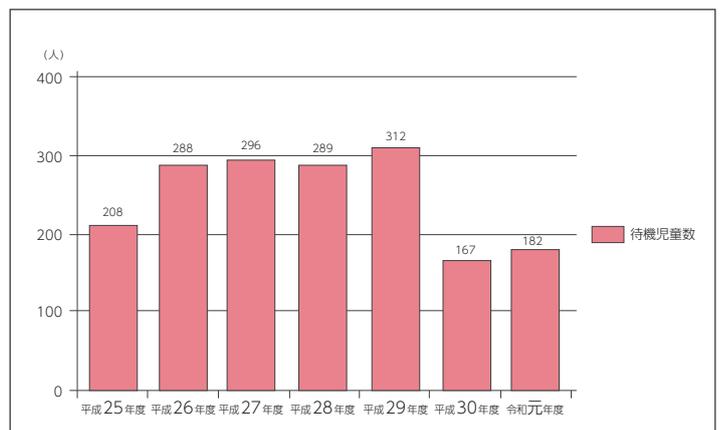


資料：国勢調査

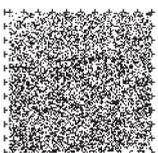
#### 3 待機児童の状況

近年の待機児童数は300人前後で推移していましたが、各種の待機児童対策により、平成30年度には、半数程度に減少しています。

待機児童数の推移



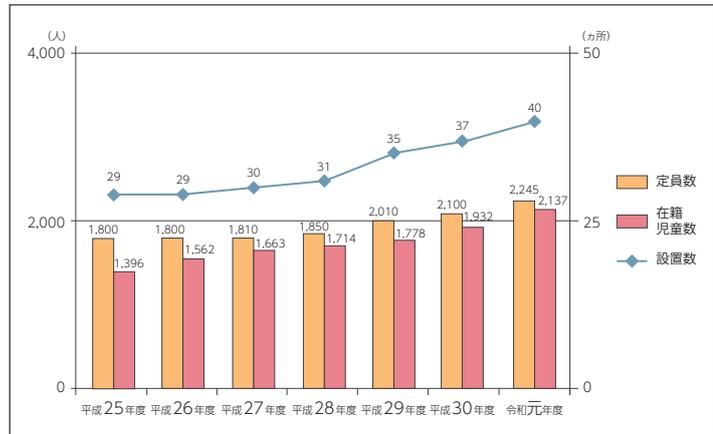
資料：調布市子ども生活部保育課(各年度4月1日)



#### 4 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)の状況

市においては、増加するニーズに対応すべく計画的に施設整備を行っており、設置数、定員数とも増加しています。

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の推移

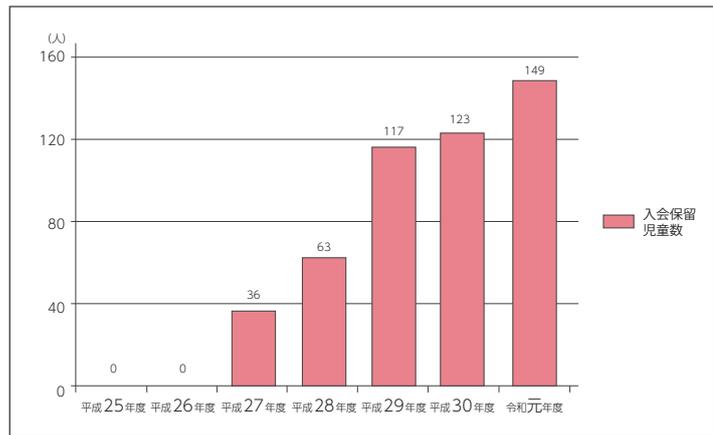


資料：調布市事務報告書(各年度4月1日)

#### 5 学童クラブの入会保留児童数の状況

市における学童クラブへの入会保留児童数は、平成27年度から平成29年度にかけて著しく増加し、平成29年度以降においても増加傾向にあります。

学童クラブの入会保留児童数の推移

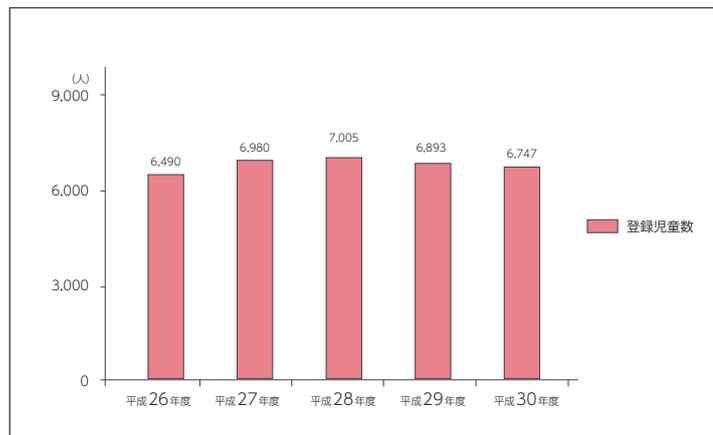


資料：調布市子ども生活部児童青少年課(各年度4月1日)

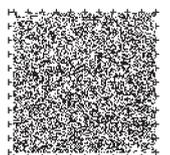
#### 3 放課後子供教室事業(ユーフォー)の状況

市における放課後子供教室事業(ユーフォー)は、市内全小学校(20箇所)で実施していますが、近年の登録児童数は微減傾向で推移しています。平成27年度に運営委託を行って以降、開設日・開設時間が拡大したことにより、1日平均利用者数は増加しました。その後、平成28年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

放課後子供教室事業(ユーフォー)の推移



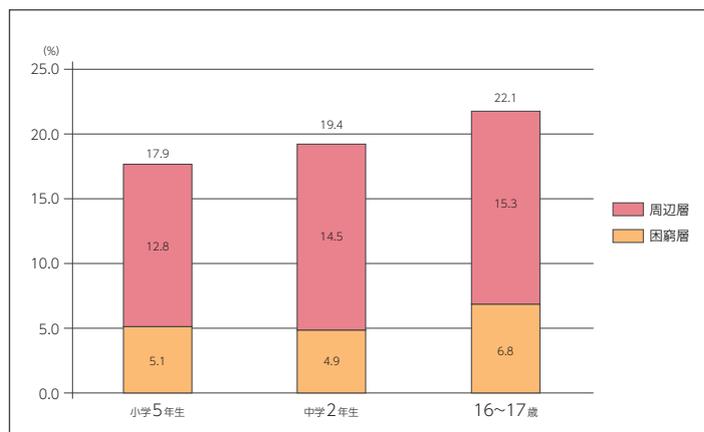
資料：調布市事務報告書 / 平成26年度は社会教育課事務報告書より(各年度3月31日)



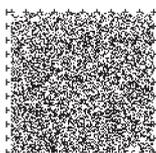
## 7 生活困難を抱える子どもの割合

市の子どもの生活困難層の割合は、小学5年生で困窮層5.1%、周辺層12.8%（計17.9%）、中学2年生で困窮層4.9%、周辺層14.5%（計19.4%）、16-17歳で困窮層6.8%、周辺層15.3%（計22.1%）となっており、生活困難は年齢が高い層ほど多く発生しています。

生活困難を抱える子どもの割合



資料：東京都が平成28年8月から9月にかけて行った「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」



# 3. 次世代育成支援行動計画

## 施策の方向

### 1. 子どもの居場所づくり・体験活動の充実

家庭内だけの孤独な子育てをなくし、子育て家庭が親子で集まり、相談や情報交換、交流ができる場所や機会の提供に努めるとともに、放課後等に子どもが自由に遊べる居場所づくり・体験活動の機会づくりを充実します。

#### 具体的取組(例)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ) / 放課後子供教室事業(ユーフォー)  
/ 青少年ステーションCAPSの運営

### 2. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化するほか、各種手当や給付金、医療費助成等の経済的な支援を引き続き実施します。

#### 具体的取組(例)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金 / 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 / 児童扶養手当

### 3. 子どもの学びの支援

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に向けて、様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒等に対して、支援を行います。

#### 具体的取組(例)

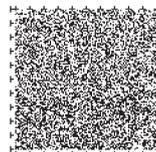
幼児教育への経済的支援 / ひとり親家庭・生活困窮世帯への学習支援

### 4. 多様な文化を持った子どもや家庭への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるよう、市ウェブサイトをはじめとする広報・周知のためのメディア等、多言語による情報提供の充実に努めます。

#### 具体的取組(例)

英語版健診案内、電子翻訳機 / 日本語指導教室



## 5. 発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援

発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子ども、すべての子どもたち一人ひとりが、等しく家庭や地域で成長できるような取組を実施し、子どもと、子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。また、調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携するほか、小・中学校においては調布市特別支援教育推進計画と連携を図ります。

### 具体的取組（例）

障害児保育 / 心身障害児教育事業費補助金 / 個に応じたきめ細かな支援

## 6. 子どもの安心・安全の確保

近年、不審者による子どもの安全を脅かす事件や事故等が発生しており、子どもの安全の確保は喫緊の課題となっていることから、地域全体で子どもの安全を確保するとともに、子ども自身が主体性を持って自ら事件・事故等から身を守る力を身に付けられるよう、取組を進めていきます。

また、食物アレルギーによる事故を防止するため、食物アレルギーに関する正しい知識・対応技術の習得等、事故防止に向けた取組を実施します。

### 具体的取組（例）

アレルギー対策事業 / 学校施設におけるシックハウス対策の実施

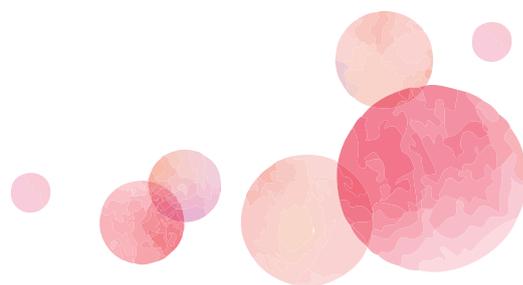
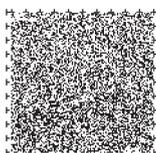
## 7. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童虐待防止センターにおいて継続的な支援を行うとともに、児童及び妊産婦の福祉に関し、切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター(子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター)等の機能を生かし、虐待の予防に努めます。

また、支援を必要とする児童に適切な対応ができるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、社会的養護施策と連携した取組を実施します。

### 具体的取組（例）

要保護児童対策地域協議会 / オレンジリボンキャンペーン / 養育家庭体験発表会



# 4. 母子保健計画

## 施策の方向

### 1. 母と子どもの疾病予防・健康支援

母と子どもの健やかな成長を支援するため、妊婦健康診査の公費負担による母体の健康管理を行うとともに、子どもの発達段階に応じた各種健診を受けられるよう、未受診者の状況把握を行い、必要に応じて関係部署が連携して適切な支援を行います。

#### 具体的取組(例)

乳幼児健康診査 / 乳幼児発達健康診査 / 乳幼児経過観察健康診査

### 2. 妊娠・出産期からの包括的な支援

妊娠届出の窓口を、保健センター(健康推進課)と子ども家庭支援センターすこやかなの2箇所に設置し、保健師等の専門職が妊婦と面接することで、妊婦の体調の相談や子育てサービス等の情報提供を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減を図りながら安心して出産・子育てができるように支援します。

#### 具体的取組(例)

子育て世代包括支援センター / ゆりかご調布事業 / 母親(両親)学級

08

### 3. 相談支援の充実

子育て家庭の不安をやわらげるため、子育て支援の中核的役割を担う子ども家庭支援センターすこやかなとともに、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう、支援の充実を図ります。

#### 具体的取組(例)

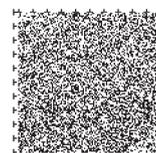
こどもの相談室 / 食事なんでも相談 / 地域健康相談・健康教育

### 4. 児童虐待防止対策の充実

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等を通じて、育児に不安や困難を抱える保護者を把握するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら、個別相談や親同士のミーティング等でメンタル面のケアを行い、負担感の軽減に努めることで虐待に移行しないよう、未然に防ぎます。

#### 具体的取組(例)

親子のメンタルケア相談 / 訪問・来所・電話等による相談  
/ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)



## 5. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画に掲げる確保方策に基づき、母子保健に関わる地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### 具体的取組（例）

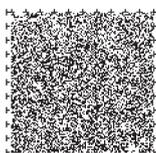
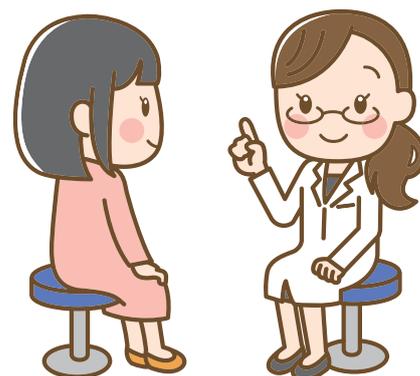
利用者支援事業 / 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) / 妊婦健康診査

## 目標

母子保健事業計画に掲げる取組の効果を測定するため、下記の数値目標を掲げます。

### 数値目標（一覧）

	現状(平成30年度)	目標(令和6年度)
妊婦健診受診率	96.9%	上げる
ゆりかご調布実施率	93.4%	100.0%
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	96.3%	100.0%
う歯のないこどもの割合(1歳6か月児)	99.5%	上げる
う歯のないこどもの割合(3歳児)	93.6%	上げる

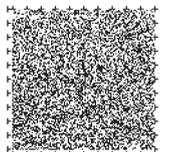
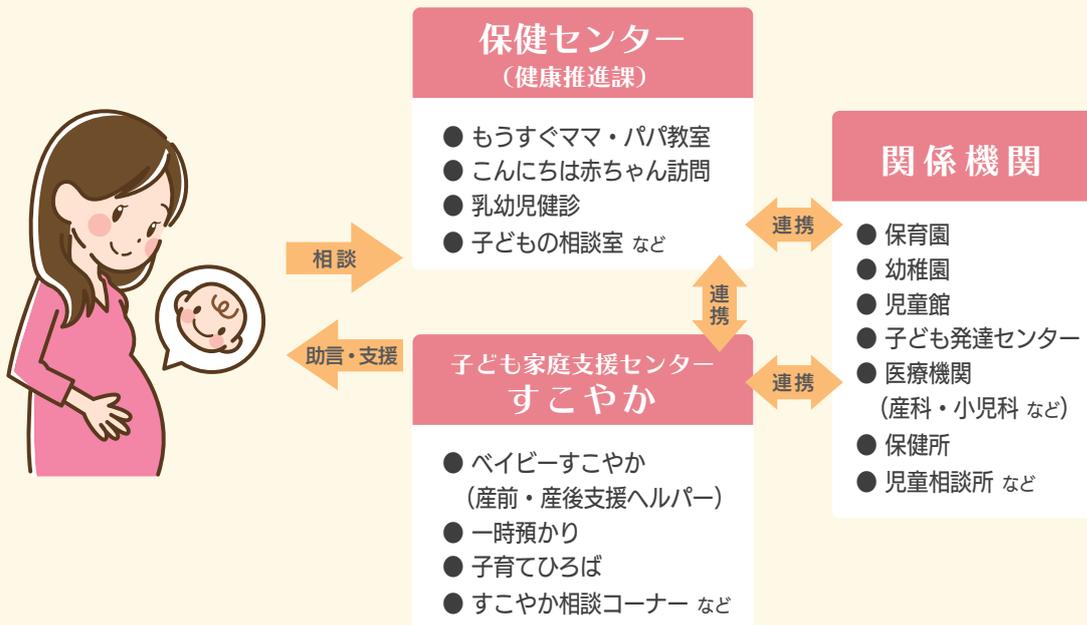


## 子育て世代包括支援センターとは？

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うところです。

調布市では、保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかがその役割を担っています。

母子健康手帳の交付の際のゆりかご調布面接から始まり、乳幼児健診などの母子保健事業や、産前・産後支援ヘルパー事業などの子育てサービスを提供するほか、妊娠・出産・育児に不安や悩みを抱えている保護者に、保健師などの専門職が寄り添いながら相談支援を行います。また、保育園や医療機関などの関係機関と連携しながらより良いサポートができるよう調整しています。



# 5. 子どもの貧困対策計画

## 施策の方向

### 1. 教育支援

すべての子どもが意欲的に勉学に励み、将来、子どもたちが希望する進路に進み、多様な職業の選択ができるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の整備や教育の機会均等の確保、教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

#### 具体的取組（例）

母子・父子福祉資金の貸付(就学支度資金・修学資金) / 女性福祉資金の貸付(就学支度資金・修学資金) / 子ども・若者総合支援事業「ここあ」(子どもの学習支援事業)

### 2. 生活の安定に資するための支援

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。また、地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進するとともに、子ども食堂の実施等、子どもの居場所づくりを行う民間活力を積極的に支援します。複雑化・多様化する児童相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。

#### 具体的取組（例）

母子・父子自立支援員による相談支援 / 子育て支援サービス相談員による相談支援

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

#### 具体的取組（例）

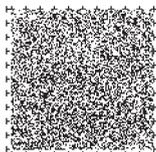
ひとり親家庭相談窓口強化事業 / 母子・父子自立支援プログラム策定事業

### 4. 経済的支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

#### 具体的取組（例）

ひとり親家庭等医療費助成 / 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事業 / 児童手当



# 6. 子ども・子育て支援事業計画

## 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第1期計画と同様に、今後の教育・保育に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、全市を1区域と捉えて設定します。

## 保育園等待機児童対策

近年の利用状況(直近5年の実績値)及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を勘案し、課題となる3歳未満児のニーズに対応するため、平成26年度から平成30年度の平均の保育需要率の伸び方を基本に、調布市子ども・子育て会議で議論し、算出した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設※による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を次のとおり設定します。

### 保育部分の確保方策（新設の開所年度を基準としたもの）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育施設 (認可保育園, 認定こども園)	1箇所	3箇所	1箇所	1箇所	★

★ 令和6年度の確保方策は、待機児童の状況を踏まえて検討します。

※ 確保数は、開設予定年度の数値を記載しています。

※ 調布市基本計画(令和元年から4年度)の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。

※ 教育・保育施設は1箇所あたり90人定員を想定しています。

### 学童クラブの確保方策（新設の開所年度を基準としたもの）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(箇所)	1	0	2	1	★
定員数(人)	40	0	80	40	★

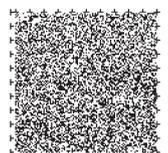
★ 令和6年度の確保方策は、放課後子供教室事業(ユーフォー)との連携による利用状況を踏まえて検討します。

※ 確保数は、開設予定年度の数値を記載しています。

※ 令和2年度の1箇所は、石原小学校地域において既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブとして開設します。

※ 調布市基本計画(令和元年から4年度)の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。

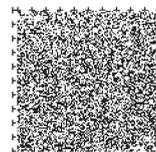
※ 認定こども園法, 学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園, 幼稚園, 保育所のこと。



## 地域子ども・子育て支援事業

### 事業の概要

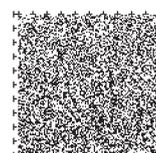
	事業名称	概要
1	利用者支援事業	多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。
2	時間外保育事業 (延長保育事業)	認可保育園や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則11時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。
3	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります(宿泊も可)。市内では子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施しています(利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施)。
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。
6	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域 協議会	養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行います。 要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。
7	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。
8	一時預かり保育、 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)、 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所において、一時的に預かる事業です。
9	幼稚園の預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施します。
10	病児保育事業 (病児・病後児保育)	病気の急性期または回復期にあって集団保育を受けることが困難な期間にあり、児童が保護者の勤務都合や傷病等で育児が困難な場合に児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。
11	妊婦に対して健康診査を 実施する事業(妊婦健康診査)	健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。
12	実費徴収に係る補足 給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。
13	多様な事業者 の参入促進 ・能力活用事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の技術・知識等を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		見込み	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	利用者支援事業	見込み	施設数	4	4	4	4	4
		確保量	施設数	3	3	3	3	3
2	時間外保育事業 (延長保育事業)	見込み	人	5,635	5,681	5,650	5,639	5,630
		確保量	—	認可保育園の定員拡大数に伴う				
3	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	見込み	人	2,477	2,542	2,590	2,644	2,704
		確保量	人	40	0	80	40	※1
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込み	人日	1,644	1,653	1,662	1,666	1,672
		確保量	人日	3,495	3,495	3,495	3,495	3,495
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	見込み	訪問件数	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
		確保量	—	現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため、今後も継続して実施します。				
6	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域 協議会	見込み	訪問件数	132	133	134	135	136
		確保量	—	過去の実績を参照しつつ、現在の取組を継続して実施します。				
7	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	見込み	人日	125,982	126,987	126,320	126,084	125,869
		確保量	箇所	15	15	15	15	15
8	一時預かり保育, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	見込み	人日	31,568	31,731	31,894	31,964	32,083
		確保量	人日	32,363	32,363	32,363	32,363	32,363
9	幼稚園の預かり保育	見込み	人日	75,596	76,199	75,799	75,657	75,528
		確保量	—	市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について現状の取組を維持できるよう、協議を進めます。				
10	病児保育事業 (病児・病後児保育)	見込み	人日	895	900	905	907	910
		確保量	人日	1,916	1,916	1,916	1,916	1,916
11	妊婦に対して健康診査を 実施する事業(妊婦健康診査)	見込み	受診件数	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
		確保量	—	現在の実施体制で全妊産婦を対象と想定しているため、今後も継続して実施します。				
12	実費徴収に係る補足 給付を行う事業	見込み	—	対象者を適切に把握し、着実に事業を実施します。				
		確保量	—					
13	多様な事業者の参入促進 ・能力活用事業	見込み	—	国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。				
		確保量	—					

※1 令和6年度の確保方針は、放課後子供教室事業(ユーフォー)との連携による利用状況を踏まえて検討します。



# 7. 子ども・若者計画

## 施策の方向

### 1. すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、いきいきと活躍していくためには、安心・安全に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、様々な体験や学習等を通して、豊かな人間性を身につけていくことが必要です。また、子ども・若者が生きづらさを一人で抱え込むことのないよう、相談先の充実や周知を図るとともに、就労支援の充実等、生きる力を身につけ、社会的に自立するための力が育まれる環境づくりを進めます。

#### 具体的取組(例)

体験活動の充実 / 子ども・若者総合相談センター / ちょうふ若者サポートステーション

### 2. 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年無業者をはじめ、様々な困難を抱える子ども・若者の支援に関する課題について、子ども・若者支援に関する専門性を持った機関・団体等で構成される調布市子ども・若者支援地域ネットワークで共有し、関係機関等が連携しながら知恵を出し合うことで、様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を適切にサポートしていきます。

#### 具体的取組(例)

子ども・若者支援地域ネットワーク

### 3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

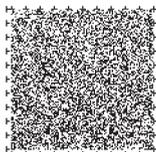
すべての児童・生徒が放課後等を安心して過ごせるよう、安全に配慮したまちづくりを推進するとともに、地域住民の参画による体験・交流活動拠点を充実します。

また、子どもや若者が、地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる交流活動の機会を充実します。

さらに、急速に普及・浸透しているインターネット利用について、サービス提供者をはじめ、利用に携わるすべての人、組織が協力・補完しながら、安全・安心な環境の整備に取り組みます。

#### 具体的取組(例)

学童クラブ・ユーフォー / 中高生の放課後等の活動支援 / 青少年非行防止街頭パトロール



## 4. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

子ども・若者の健やかな成長を支えるため、地域における子育て経験者や様々な知識・経験を有する高齢者など、多様な担い手を確保し、子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促進します。また、子ども・若者の相談・支援を充実させるため、同世代または年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの活動を促進します。

### 具体的取組（例）

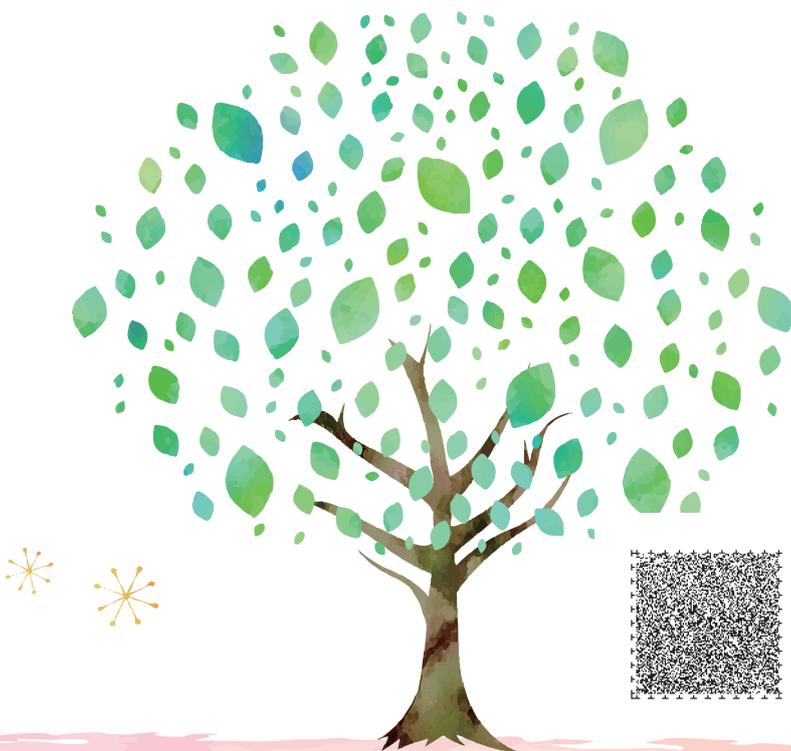
児童館支援スタッフ・ユーフォーボランティアスタッフ / 学習支援・居場所ボランティア

## 5. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育みます。さらに、オリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会のあり方を向上させ、国際的な視野を持って活躍できる人材を育成します。

### 具体的取組（例）

グローバルな人材の育成 / オリンピック・パラリンピック教育の推進



## 調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？

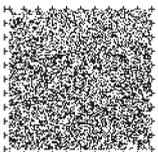
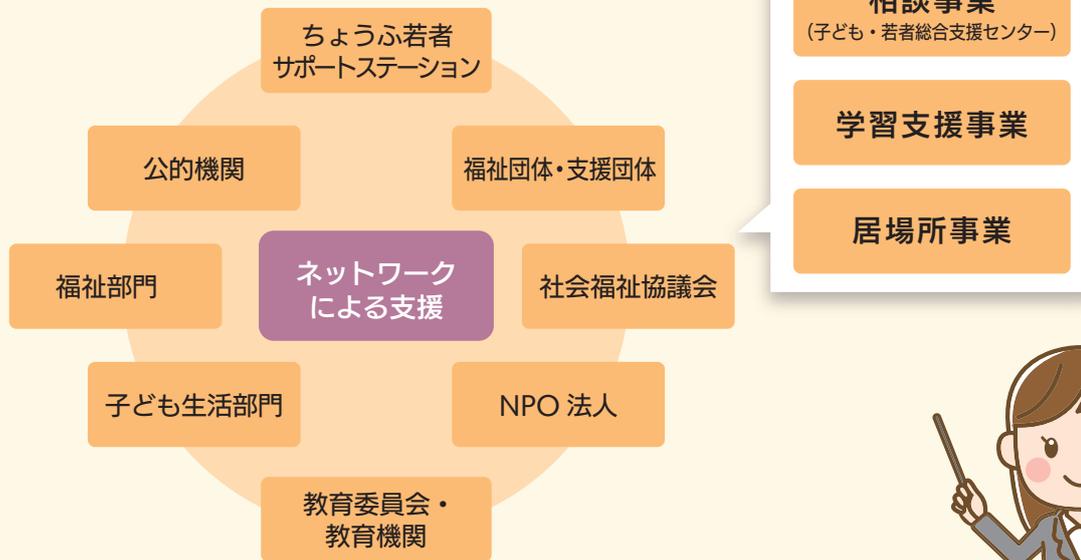
社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する機関、団体等が連携して、自立に向けて支援することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会です。

所管課 児童青少年課

協働のパートナー ちょうふ若者サポートステーション, ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット,  
調布センターたけのこ 他

調布市子ども・若者支援地域協議会  
「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」

調布市子ども・若者総合支援事業  
「ここあ」



# 8. 計画の推進に向けて

## 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等、子育て当事者の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

## 計画の達成状況の点検及び評価

### 1. 目標値と評価指標

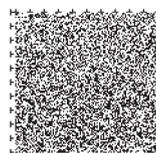
評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

### 2. 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用希望者数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要です。利用希望者数の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。



刊行物番号

2019-253



第2期 調布っ子すこやかプラン【概要版】  
(令和2年度～令和6年度)

発行年月 令和2年3月

発行 調布市

(担当) 子ども生活部子ども政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

TEL : 042-481-7105 / FAX : 042-499-6101

